令和　　年　　月　　日

広島市長　様

【申込者】

（所 在 地）

（組織名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　㊞

【生産者】

（所 在 地）

（事業者名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【販売者】

（所 在 地）

（事業者名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　㊞

同　意　書　兼　誓　約　書

　令和７年度広島市ふるさと納税事業への参加について、次の事項について同意及び誓約します。

１　本事業により知り得た寄附者に関する個人情報については、参加事業者の責任において厳正・適切な管理を行い、漏えい防止等の安全対策を講じるとともに、本事業以外の目的で使用しないこと。

２　寄附者に提供する物品、役務等（以下、「返礼品等」という。）の安定供給を確保するとともに、年度途中において価格・内容を許可無く変更しないこと。

３　参加事業者としての資格を第三者に譲渡し、承継しないこと。

４　返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。

５　適正なふるさと納税事業の実施のために広島市が必要と認める調査（実地調査を含む。）・確認に応じること。

６　食品を取り扱う参加事業者は、食品表示法、食品表示基準等各種法令等に従った事業活動を行い、産地名（加工食品にあっては原料原産地名）を適正に表示するとともに、食品表示法等において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存すること。

７　返礼品等の地場産品基準を遵守するとともに、産地や製造・加工等の工程を変更する必要がある場合は、広島市に連絡し、地場産品基準に適合することの再審査を受けること。

８　広島市が各返礼品等をふるさと納税募集のポータルサイト等へ掲載するに当たり、参加事業者から提供された情報をもとに、市内で生産された原材料や市内で行われた製造・加工等の工程をサイト等に明記すること。

９　地場産品基準や食品表示法等の違反を行った参加事業者に対しては、返礼品等としての取扱停止等の措置を講じるとともに、寄附者に損害の賠償を行わなければならないときは、参加事業者がその賠償額を負担すること。

10　本事業の実施に当たり、事故・トラブルの発生、疑義が生じた場合は、広島市に速やかに報告を行い、広島市の指示のもと解決に向けて誠実・適切な処理を行うこと。

【総務省が定めた地場産品基準（本市関係部分抜粋）】

一　当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

二　当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三　当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

イ　食肉の熟成又は玄米の精白

当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの

ロ　製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程

当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

四　返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五　地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

七　当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。